

大阪府生活環境の保全等に関する条例の届出施設（水質関係） 施行規則別表第10（第24条関係）		
号	用途	施設種類
1	畜産農業の用に供する施設	牛房施設 （牛房の総面積が150m2未満の事業場に係るものを除く）
2	食料品製造業の用に供する施設 （第13号に掲げるものを除く。）	イ 洗浄施設 ロ 混合施設 ハ 摩砕施設
3	パルプ・紙・紙加工品製造業の用に供する施設	コルゲートマシン
4	化学工業の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 反応施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設
5	石油製品・石炭製品製造業の用に供する施設	イ 分離施設 ロ アスファルトプラント
6	窯業・土石製品製造業の用に供する施設	イ 研摩施設 ロ 洗浄施設 ハ 混合施設 ニ 成型施設
7	鉄鋼業の用に供する施設	廃ガス洗浄施設
8	非鉄金属製造業の用に供する施設	洗浄施設
9	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 溶融めつき施設 ハ 湿式集じん施設
10	水道施設（水道法第3条第8項に規定するもの（専用水道の設置者の管理に属するものに限る））のうち浄水施設で次に掲げるもの	イ 沈殿施設 ロ ろ過施設
11	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定するもの）に設置される施設	厨房施設
12	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する施設	厨房施設 （業務の用に供する部分の総面積が120m2未満の事業場に係るものを除く）
13	すべて	産業廃棄物処理施設 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げるものに限る）
14	すべて	届出事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設

備考 特定事業場内に設置される施設を除く。